

第7回しろい市障害者計画等策定委員会 会議要録

会 議 名	第7回 しろい市障害者計画等策定委員会
開催日時	令和8年2月20日(金)午後2時00分から午後3時30分
出席委員 (13人)	鈴木委員 あいぎき委員 松本委員 いいがや委員 吉武委員 高柳委員 黒澤委員 大森委員 宮崎委員 福岡委員 入江委員 田中委員 原田委員
欠席者(2人)	平野委員 中込委員
事務局(5人)	石田障害福祉課長、工藤係長、浦尾係長、浅見、関
傍聴者	3名

1. 開会

●事務局

それでは、第7回しろい市障害者計画等策定委員会を開会します。

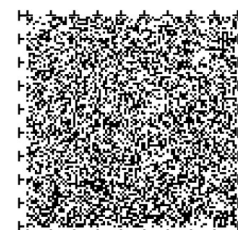
2. 委員長挨拶

○鈴木委員長

こんにちは。昨日までは天気予報で花粉が少ないということでしたが、昨日の夜に見たら、明日は多いとか、やや多いというふうになっていてびっくりしました。今日私は午前中、印西市とか鎌ヶ谷市とか行ったり来たりしていて、マスクをしていたので今のところは大丈夫ですが、皆さんは大丈夫でしょうか。

さて、本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。一昨年、令和6年の第1回から本日の第7回まで、足かけ2年にわたり委員の皆様、そして事務局やコンサルタントの皆様と共にこの計画を作り上げてまいりました。長期間にわたるご尽力、本当にお疲れ様でした。ありがとうございます。

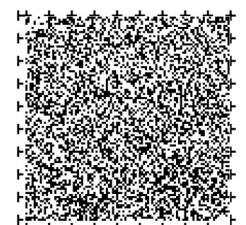
振り返ってみると、こういった収穫があったのではないかと私を感じていることが二つあります。一つ目は今日を入れて7回ですが、今までの会議で毎回必ず委員のどなたかから貴重なご意見が出たということです。誰も何も言わないという会議は一度もありませんでした。形式的な審議会になることも珍しくない中で、皆様が最後まで当事者意識を持って議論に参加してくださったということは、決して当たり前のことではないと思います。本当にありがとうございます。



二つ目は、この計画にあります。共に生き、共に参加して活躍できる地域づくり、という目標像です。この活躍できるという文言は、もともと事務局はコンサルタントの皆様からのご提案による言葉だったと思います。当初は大きな議論にはなりませんでしたが、今改めてこうして計画が完成に近付いてきて、改めて読み返してみますと、障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる社会を目指すのだと、そういった強い意思がこの一言に込められていると感じています。

私が頭の片隅に置いて、普段から大切にしている考えとして、交流とか理解というのはそういったものがあるとか、ないとか、やったとか、やらないとか、やってどうだったのかという結果ではなくて、常に次の何かに向かって動き続けているプロセスの一部、1段階であるということです。この委員会での議論もこれまでがそうでしたし、この計画自体も完成がゴールなのではなくて、これから動き続けていくためのスタートラインだと思っています。この間、社会も大きく動いています。障がい者の法定雇用率が一昨年が2.5%だったのが、今年の7月には2.7%になります。また、今年も障害福祉サービスの方針に関して、臨時の改定も行われるという発表がありました。そういった制度が変わるときに、実際に市民の暮らしにどう届くのかというのは、しろい市がどんな計画を持っていて、どう実践するのかということにかかっています。その計画の策定に携わってきた私たちの責任はとても重いと改めて思いました。

とはいえ、これはあくまでも私個人の感覚なのですが、この計画に込めた希望というのは、決して大仰なものではありません。市民のかたが、あるいはここにいる皆様がふとした瞬間に、あれ、そういえば何か良くなったかもしれない。何か変わったかもしれないと感じるそういった小さな気づきが、これからの7年間で少しずつ積み重なってほしい。そして、その積み重ね自体がまた次への変化へと続いていくという、この計画はそんな息の長い計画になればと願っています。



ということで、本日はパブリックコメントの結果確認と、計画案の最終決定という大切な場になります。長い道のりの最後となります。どうか最後まで率直なご意見をお聞かせください。よろしく申し上げます。

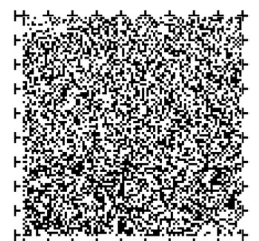
○あいざき副委員長

皆さんこんにちは。本日は入試期間中にして、伺えずに本当に申し訳ございません。寒い中、皆様ご参加くださりましてありがとうございます。

先ほど鈴木委員長からもありました通り、令和6年のスタート段階と今の段階で、最近私が思いますのは、障がい者福祉を巡る世論ですね。日本全体としての世論がかなり変化してきていると、ニュースやソーシャルメディアなどを見ていて感じているところがあります。ただし、それとは別に、しろい市というあたたかい自治体で、先ほどの委員長の言葉にもありましたが、共に生きる社会を私たちがどう作っていくのかというのは、ある意味そこは独立して考えるべきものだと思います。パブリックコメントでいただいたご意見を見ていたのですが、しろい市としてどうあるべきかということこれから真剣に考えていかなければならないと共に、私が所属している機関、柏市というところになりますが、共に生きる上ではやはりそういった他の地域として、恐らく今ご参加くださっている皆様のように、そのことに密接に関わる以外のその他大勢をどう巻き込んでいくかということも真摯に取り組まないといけないなということを強く感じています。本日もまた皆様の活発なご意見をお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。では、続きまして会議にはいります。議事の進行は、鈴木委員長に申し上げます。



3. 議題

(1) パブリックコメントの結果報告

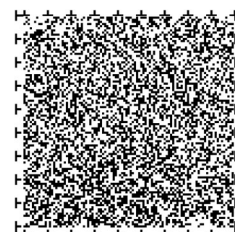
○鈴木委員長

それでは議題(1)、パブリックコメントの結果報告について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

では前回の会議でご説明した通り、計画素案に対するパブリックコメント等の意見照会を行いましたので、経過をご説明すると共に、その取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。資料に入る前に、パブリックコメントの実施方法について、再度簡単にご説明をさせていただきます。募集期間は昨年12月5日から、今年1月4日までの31日かんです。募集対象者は市内在住・在勤・在学のかた。それから、市内に事務所等を有する法人・団体となっています。事前周知は広報し・ホームページへの掲載、情報公開コーナーや、市の出先機関への掲示により行いました。回答方法は、市ホームページへの回答フォームへの入力。市役所や出先機関に設置した収集箱への投函、郵送・ファクシミリ・電子メール、または千葉電子申請サービスからの送信を取り入れた他、ホームページの該当記事にリンクするQRコードを利用し、アクセスが容易になるようにしています。なお、今回は全部で六つの計画について同時募集をしました。

では資料2をご覧ください。始めにパブリックコメントの実施結果です。今回6名のかたから30件のご意見をいただきました。前回、令和3年度の計画見直しの時にはご意見が0件であったことに比べますと、関心を寄せていただけたかと思います。意見の取り扱いとしては、計画の修正をおこなったものが5件。既に素案に盛り込んでいたものについてのご意見が3件。素案には反映できないのですが、事業の実施時などに参考とさせていただくものが8件。ご意見としてうかがったものが14件となっています。計画案を修正した物については、のちほど議題2でご説明させていただきます。



回答案については、庁内関係課で構成した計画等策定検討委員会と、部内会議での意見を既に取り入れた案を事前に送付しましたが、軽微な修正がございましたので、本日机上に配付しています。修正した箇所は2か所ありますので、ご説明します。

一つ目は、表示の表中の意見の取り扱い部分。参考とその他の件数が誤っておりまして、申し訳ありません。本日配付したものが正しいものになります

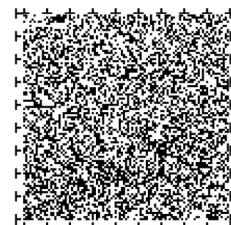
二つ目は、7ページ上部の6の回答になります。こちら補助金に関する表現が分かりにくいという庁内の意見により、表現を変えさせていただきました。内容には大きく変更はありません。回答を修正した箇所は以上です。なお、本件に関する事前意見はございませんでした。

○鈴木委員長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○委員

8項目ですが、非常に強いご意見でして、視聴覚障がい者団体を意図的に排除しているというご意見がありました。もちろん市の回答としてはそういうことはないと書いてあるのですが、個人的な感覚ですが、パブコメを寄せてくださった方から見て、このように思わせてしまったのなら非常に残念に思っています。このパブコメを寄せてくださったかたが、なぜこのような誤解をしたのかなといったことに対して、市としてこういうことじゃないかということをつかんでいるのでしょうか。



●事務局

全ての団体に会議場に来ていただくことが難しいところから、他の町でも時折そういう行き違いがあるとうかがっています。私どもとしては、この場にはいらっしゃれなくても、ヒアリングなどでは全ての団体にご意見をいただいているところです。意図的に排除していないというのは、視覚障がい者団体として参加されている委員がいらっしゃるところから皆様もご存じだと思います。なかなか意向に添えないところで申し訳なく思っているところです。

○委員

ちょっと残念な誤解だなと感じました。

○鈴木委員長

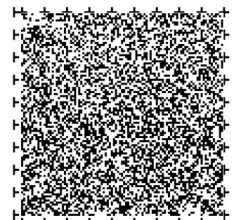
他にいかがでしょうか。私からよろしいでしょうか。差し支えなければですが、こういうものってパブリックコメントで明らかにするのは難しいのかもしれないのですが、意見を寄せてくださったかた6人の属性はわかりますか。

●事務局

市内の事業所のかたが2名と、市内の家族のかたが3名、市内の当事者のかたが1名です。

○鈴木委員長

令和3年の時に0だったのが6になったのはすごい変化だと思うのですが。そこはもし考えられる要因などあればいかがえますか。



●事務局

多く団体のかたに周知させていただいたことが、前回との違いです。その他、情報の意見の受け方などは変わっていないので、もしかしたら団体への周知が影響したかもしれません。

○委員

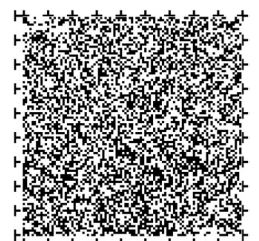
自立支援というのは度々出てくる気がしますが、行政として自立支援とはどんなことを考えているのでしょうか。自立させるというのは難しいと思うんです。僕自身もなかなか自立ができていないなと思っているんです。行政として自立というのをどう捉えているのでしょうか。

●事務局

自立支援という言葉は、いろいろなものを含んでいるので、自立支援とはこれだということでは申しあげることが難しいのですが、それぞれのかたにとって目指す自立を支援できるような制度であったり、その手助けだったりということが充実できるといいのかなと考えています。自立だから全部自分でやってくださいという自立ではない、そんな意味合いで伝わるいいなと思っています。

○委員

昔、ワープロの会というのがあったんですね。千葉県に視覚障がい者のための組織としてあってですね。介助ヘルパーの制度がなかったと思うのですが、その時にボランティアの人が一緒におこなってくれたんですね。その時に確かその担当者が、自立させないといけないみたいなことを言って、手助けしようとしたのを止めたんですね。それで前から不思議だなと思ってですね。自立って難しいですよ。

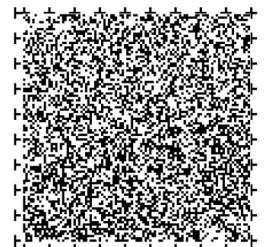


○委員

6番の具体的な取り組みについての7番ですが、今日は午前中にしろい駅前包括支援センターの研修で民生委員と見守りパートナーの交流等を踏まえて、いろいろな話し合いがありました。その時に我々民生委員も、見守りパートナーの皆さんも、高齢者を含む障がいがある方の一番の困りごとというのは、やはり足がなくて外出ができないということだったんですね。それで、7番でご意見をされているかたは、せんぱん実証実験をされたグリーンスローモビリティ等についても書いてあります。市の返答としては、4行で今までと同じで通り一遍の変化が全くない返答になっていると思いました。もう少しこれを見るかたに対して、記載できることとできないことがあるのだとは思いますが、この返答では他の項目に比べてあまりにも今までと変わっていない答えになっているというのが気になりました。

●事務局

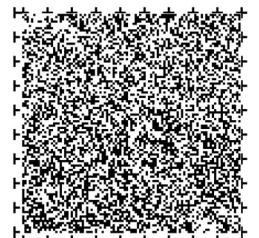
ありがとうございます。公共交通については、都市計画課の方で事業が進んでいるところです。内容については、都市計画課と検討した回答内容であるため、都市計画課と検討したいと思います。



○委員

5ページの1番。しろい市子ども発達センターに関するコメントなのですが、子ども発達センターは、今は未就学のお子さんしか使えなくなっていますが、何年か前までは小学生になっても使えていたとお聞きしました。今子どもが発達センターにかよっていて、4月から1年生になるのですが、そこで切れてしまうんですね。当事者の意見のようになりますが、センターの先生にはいろいろなかたがいらして、例えば懇談会とかが開かれたりすると、発達に関する相談をしたり。そういうときにすごくいろいろな先生のご意見が聞けて、なるほどと感じるところが多かったんですね。そこでセンターを卒業すると、対学校、対担任の先生ということで、1対1の関わりになると思うんです。支援級に入るおさんは、担任の先生とのやり取りとか、他の先生のご意見を聞いてみたいとか、そんな会に参加したいと思ってもなかなか関わる機会がなくなるんですね。親としても何となく不安が大きいのですが、そこは市として何もできないのでしょうか。

例えばセンターで定期的に懇談会などが開催されると思うのですが、そういうときに未就学のお子さんだけではなく、センターを卒園したおさんも参加ができたりですね。そんなことがあるとありがたいなと思います。



●事務局

ご意見ありがとうございます。そのような思いは時折伺いますが、就学したら関係が切れてしまうということではなくて、就学後も、どうしても気になったり、不安になったという際は、電話相談だったり、らいしょ相談という形で承っています。児童発達支援事業所は、放課後等デイサービスとの切り替えになるため、事務所の支援として、いただいたご意見について新規事業として取り組むことは難しいのですが、そのような形で可能な範囲でご相談に乗っていきたいということはセンター職員からも聞いています。

今後も、市にある直営の子ども発達センターという位置付けとして、市の中核的な存在として、様々な事業所であったり、学校であったりと連携してまいります。

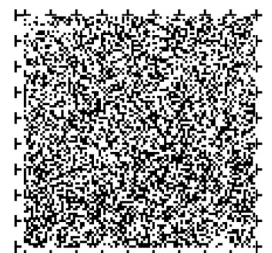
○委員

ありがとうございます。

○鈴木委員長

子ども発達センターの件だけではなくて、障がい児・しゃで18歳になる時や、障害福祉から介護保険に変わる65歳というところでも、その連続性というか、ただ年を取っているだけなのに、不利益になるようなことが起きないようにすることが重要ですね。障害福祉サービスと介護保険との連携については、基幹相談支援センターと会議を開いて検討したりしています。また、今度は障がい児から障がい者になる18歳においても、話し合いの場は設けられているようですから、そういうものが市民の皆さんにちゃんと届くようにしていくことが大事だと思います。

他にいかがでしょうか。



○委員

パブリックコメントと関係するところでお話をさせていただくと、3ページのアンケートヒアリング結果のまとめについてですが、その1番で精神科の誘致のことについて書かれています。

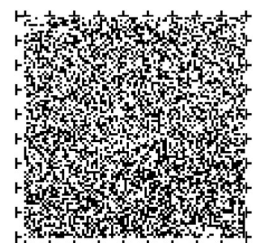
私のエピソードを話しますと、うちの息子も障害児つうしょ支援を利用させていただいているのですが、それに当たって診断書というのは実はかかりつけの内科の先生に書いていただいています。なかなか児童精神の専門医が少ないということで、かかりつけの先生がご自身の守備範囲を広げて書いてくださっています。措置入院ですとか、精神科の領域というのは専門性もあると思うのですが、一つも医療機関がないというのはまずいのかなと思います。特にご本人が意図せず、周りに危害を加えるとか、そんな時の判断ができないというのは、健常者のかたの安全にも関わるところだと思いますので、ちょっと検討をいただければと思います。

●事務局

ありがとうございます。貴重なご意見として承りたいと思います。

精神科医療機関ですが、精神科訪問看護の訪問看護ステーションがあるので、全くないというわけではないのですが、精神科で受診できる病院がないのは、確かに課題だなと考えています。その反面、近隣の精神科病院のソーシャルワーカーであったり、診療しょの方とやり取りは割と密にしており、困った時には相談ができたり、こちらの方まで相談員が来るといった連携もできています。そのあたりの点から、精神科医療機関にアクセスできる手段が増えると良いと思っています。

また、もし精神科病院が市内に一つだけあった場合、そこに全部偏ってしまって、その病院の診断や対応次第となるのも、問題ではないかと感じているところもあります。



○鈴木委員長

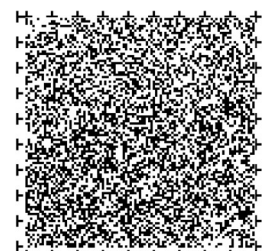
ありがとうございます。地域性といった観点で、あそこの病院の駐車場にまるまるさんちの車がとまっていたと近隣で話題になってしまったり。なかなかデリケートな話もありますよね。もし1か所しかないとなんかそんなこともあったりしますね。かつて東京都でそんな調査をしたというのを見つけたことがあります。

○委員

先ほど、今回のパブリックコメントの回答のになんぞうのお話がありましたが、8番、計画全体に関するところで、11件の意見があったかと思います。この11件の意見の内訳はどうなっているかがええますか。

●事務局

今回たくさんご意見をいただいたというところの中でも、実際には6名となっていますので、どのかたがどれというところは控えさせていただきたいというのが正直なところです。課としても計画に反映できるものはないかとか、そういったところは十分に検討させていただいた上で、この30件を確認したところです。



○委員

7ページの8番についてうかがいます。医療てきケア児の保護者のための訪問介護サービスがあるとあります。私が想像するには、日中一時とか短期入所だとちょっと難しいかたもいらっしゃるのでは、訪問介護なのかなと思うのですが。訪問介護というのは、サービス等利用計画に入れて計画的に使わないといけないものなのですか。レスパイトとして何かあったときに単発で使えるのかどうか、その点をうかがえますか。

●事務局

恐らくこのレスパイトというのが、サービス等利用計画にもともときよ宅介護を含めているかたに、計画的にきよ宅介護を提供することで、家族のレスパイトになるだろうという部分なのかなと思います。きよ宅介護サービスとしてご利用になるのであれば、緊急てきにどうしても必要であればその場で特例の形で受けていただいて、後々調整をしていくことが可能です。

○委員

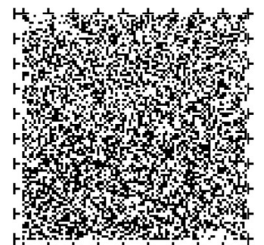
毎週使っていなくても、単発の利用ということで後付けで支給決定できるのですか。

●事務局

そうですね。レスパイト目的のきよ宅介護や日中一時支援もあるので、冠婚葬祭の目的だと日中一時支援の方になるのかなとは思いますが、やむを得ない事情であれば、特例介護給付費といった形で後付けで決定をすることも可能です。

○委員

サービスとしては、きよ宅介護になるのですか。



●事務局

そうですね。その時に必要なサービスという形になるので、きよ宅介護であればという条件ではなく、短期入所でも今私が言った条件で使えると思います。その時にやむを得ず必要だったサービスについて、特例介護給付費という形で後から支給決定をすることはあります。

○委員

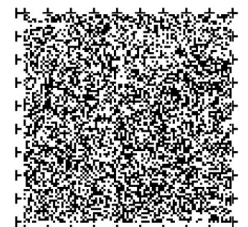
そういったものがあるととても安心だと思いました。

●事務局

その辺の周知も課題だと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員長

では、よろしいでしょうか。この議題に関してはここまでとさせていただきます。次の議題に進みますがよろしいでしょうか。



(2) 計画案の決定について

○鈴木委員長

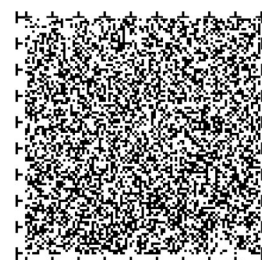
では議題(2)、しろい市障害者計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

本委員会では、これまで一昨年、令和6年の11月に第1回を開催してから、全7回、本日までの会議を通して、市の障害者計画がいかにあるべきかというご審議をいただいております。本日はその最後の会議となりますので、計画案を決定させていただきたいと思っております。お手元の計画案、そして資料2のパブリックコメントの募集結果をご覧ください。

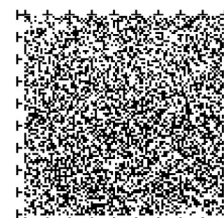
それでは、パブリックコメントによる修正箇所がありましたので、そちらからご説明させていただきます。全体で5か所になります。資料2、2ページをご覧ください。現計画の評価について、修正と書かれた2-1のところですが、市民意見として、第三者評価を導入し、厳しい意見を含めて効率を改善する仕組みを明記するようというご意見でした。こちらに対する市の考えとしては、現在においても外部のかたが入った委員会などでの評価を経て進めているところですので、その内容を計画の方に追記させていただくこととしています。ぜん計画においては、「評価」という文言が入っていたのですが、素案では抜けていましたので、追記いたします。計画案の62ページです。追加・変更したところには、本日下線が付いているようなところになります。

62ページの(2)の計画推進体制のところ、①の計画の「進捗状況の確認」となっていたところに、「評価」と付け加え、その内容を下線の通り、現状の明記をすることとしています。



続いて修正した資料2の4ページをご覧ください。5、計画の基本的な考え方についてというところの1と2が修正となっています。1の方では、障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定支援の言葉がないのが残念だというご意見でした。こちらの方は私どもも追加することが適切であると考えますので、25ページの計画の目標量のところ、下から4行目に下線のとおり付け加えました。「障がいのある人が必要な支援を受けつつ、自己決定が尊重される社会が達成されることを」、という部分を追記しています。

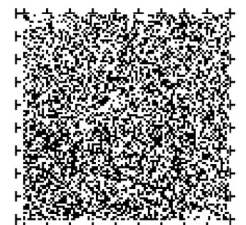
続いて3番目の修正はその下の2。計画の体系のところです。計画の方で30、31の見開きの部分です。こちらはインクルーシブについてのご意見で、共同学習という言葉を入れるようにというご意見でした。こちらの方は既に他の事業めいで、交流及び共同学習の充実という表現がありますので、こちらを合わせることを適切と考え、31ページ、下から7番目の下線部分に「交流及び共同学習の充実」と文言を改めています。



続いて4番目の修正は、パブリックコメントの募集結果、資料2の7ページの8です。こちらも30ページで計画の体系のところへのご意見です。こちらは事業番号の15と16です。15の方が家族への支援。16が子どもの家族への支援となっていたのですが、こちらが記載している場所によってその事業内容の説明が違っており、それはわざとそうしていたのですが、分かりにくいということなので、15と16の家族への支援と、子どもの家族への支援は統一した内容とさせていただきます。

7ページの8のほうは家族への支援にレスパイト目的に利用できることを追記するようにというご意見をいただきましたので、「家族などの介護者が休息、レスパイトできる環境づくりのため、日中一時支援や待機入所などの周知普及に努めます」という文言を加えました。

引き続き、次のページ。資料2の8ページの上の9。家族支援については、ヤングケアラーの記載がなかったというご意見でしたので、16、子どもの家族への支援のところに、「若者が子どもとしての時間と引き換えに、家事や家族の世話など、日常的に行うヤングケアラー問題の周知と支援を行う」と追記をしています。事業項目ごとに同じものにさせていただいたものとなります。以上修正は5件です。



続きまして、パブリックコメント以外のところですが、庁内の検討委員会の意見により、文言の言い回しの軽微な修正をおこなっています。それから、計画案の5ページのところで、令和7年の12月に成立した高次脳機能障害支援法を加えています。12ページ、13ページについては、ぜん計画の評価だったのですが、現計画となっていたので修正しています。あとは30、31ページの体系に、ページを入れるなどの簡単な修正をしています。それから素案については、しろい市地域自立支援協議会の各部会に参加してご意見を賜りましたが、会の中では特に意見はございませんでした。また、千葉県でも本計画の正当性について照会をしており、問題は見られないとの回答をいただいています。

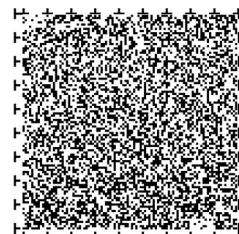
議題(2)の説明は以上です。本日は最後の会議となりますので、ここで決定をいただきまして、計画案としていただければと存じます。決定しました計画案は、市長の決裁を採りまして、3月中旬に市議会に報告予定となっております、4月から実施されることとなります。また計画については、市民のかたに分かりやすくまとめた分かりやすいばんというものを作成する予定です。決定した計画が製本されましたら、分かりやすいばんと共に皆様に配付させていただきます。なお、本件に関する委員からの事前意見はありませんでした。ご審議よろしく申し上げます。

○鈴木委員長

ただいまの事務局からの報告に対して、ご意見・ご質問等あればお願いします。

○委員

これだけのものを作るのはすごく大変でしたね。ありがとうございます。そもそもの話ですが、この計画は障害者計画という名称ですが、子どものこともたくさん入っています。カッコ書きで「児」と付け、「障害者(児)計画」などとした方が、市民全体に分かりやすいのではないかと思いますがいかがでしょうか。



●事務局

委員会の中でもそのご意見は承っています。「障害者計画」というものが、令に則って作られているものになっていますので、現時点では、こちらの名称についてはこのままとするのが適当と考えています。将来的に障害福祉計画と一緒にする時に、全く違う名称で全てを包括して推進している市はたくさんあります。この7年の計画が終わった後は、福祉計画と一体で推進していく予定ですので、その時に新たなプランの名前はもう一度ご審議をいただければと思います。

○鈴木委員長

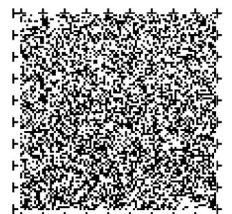
他にいかがでしょうか。7年後に障害者計画と障害福祉計画が一緒になるということだったのですが、具体的に何がどうなるのですか。

●事務局

具体的な内容は、7年後の委員会でお決めいただくことになろうかと思います。計画について、当初、国から示された時に、10年、3年というような大体の長さが示唆されましたので、その通りに策定していたため、一体で推進すべき福祉計画にずれが生じる状況になっています。そのため、本計画で7年という中途半端な期間で、福祉計画と一体としたいと考えております。障害者計画については10年でなくてよいことが国から改めて通知されていますので、今後は障害者計画及び福祉計画を一緒に同じスパンで考えていくことになると思われま

○委員

これは障害者計画の中に入るのか分かりませんが、今陶芸の教室に参加させてもらっているのですが、今どうなっているか分かりませんが、講座に参加する場合、自力で出席できることとなっているんですね。でも、なかなか障がいを抱えていると、自力で参加するのが難しい人もいると思うんですね。そんなところを行政としてどんな手当を考えているのかお聞かせください。



●事務局

今お話をいただいたのは、障害者「地域活動支援センター」、保健福祉センターの2階にあるところで講座を運営するに当たって、障がいがあり自力で来るのに難しいかたが足を運べていないのではないかということで、それを計画の中に反映できたらいいのではないかというご意見と理解しました。市役所直営の「地域活動支援センター」として、交通の結節点という利便性を踏まえ、この保健福祉センターで直営を実施しています。確かに地域の公共交通の中で、ご自身の住まわれている場所、住居によってはバスが走っていないとか、不便のあるかたがおられるとも思っているところです。私も地域公共交通の会議に障がいと高齢者の担当課長として出席している中では、言える範囲でそういったかたにもご利用をいただけるような交通の手法を確認しつつ、ご利用をいただけるようなものがないかというのは、公共交通の計画においても明記をしてもらっています。こちらの方でも、先ほどお話があった交通の件については、課題として捉えているところです。「地域活動支援センター」に限ったことではないですが、障がいのあるかたが足がないから外出に困ることのないように、できることを市としても考えていきたいと思っています。こういった皆様の集まっている審議会においてご意見等を賜っていきながら、2年間の会議を運営してきたと認識しています。

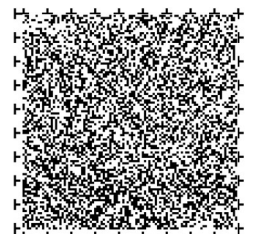
まだまだすぐに改善に迎えるということは難しいかと思いますが、こういった貴重なご意見をいただきつつ、できるところから進めてまいりたいと考えているところです。

○委員

自力で参加できるようになっていく方向なのですか。今事務局が言われたように、何らかの方法を採るといことなのですか。

●事務局

必ずというお約束は難しいかもしれないのですが、やはり新しい交通手段というところでは、今回パブリックコメントの方でも、グリーンスローモビリティとか、新しい、いろいろな方法があります。障がいのある方については、福祉タクシーの方の拡充をさせたり、いろいろな課題を少しずつですが、前進させていきたいと思っています。



○委員

そういう方向に向かっているということで理解していいのですね。

○委員

私は常々この障害者計画、それから介護保険の計画もそうですが、もちろん行政支援もさることながら、なかなか全て昔のように、税金を払っているから市でやってくれる、国でやってくれる、ということができなくなっている中、以前ははちまるご一まる問題、今はななまるよんまる問題で、どんどん介護の年齢が変わってきていますよね。その中で、計画のかなりの部分で、介護者の支援とか援助が、重要になるのではないかと思います。今後も介護者へのレスパイトということで、市も力を入れてやっていただきたいなど現場を見ていて思います。

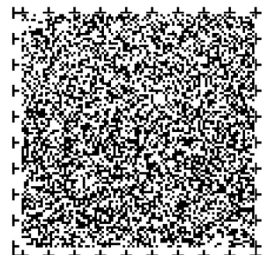
○鈴木委員長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では意見も出そろったということでですね。本案をもって「しろい市障害者計画」の計画案とするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○鈴木委員長

ありがとうございます。



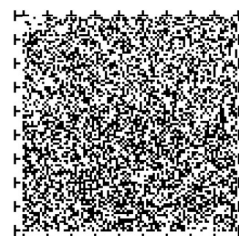
(3) その他

○鈴木委員長

続きまして議題(3)、その他です。事務局から説明をお願いします。

●事務局

しろい市障害者計画策定委員会という資料3をご覧ください。こちらは委員会の関係になります。こちらの委員会は、しろい市附属機関条例に規定される附属機関となりまして、条例内には担任する事務と委員の構成、定数などが規定されています。ただ、委員の選定の方法については、事務局が案を作成して、市長決裁により決定し、市が委嘱している状況です。任期は計画を策定するまでと条例にありますことから、本委員会については本年度末までとなり、令和8年からは次期福祉計画策定のために新たに委員を選定することになっています。その委員構成なのですが、1、学識経験者。2、民生委員・児童委員。3、公共的団体等の代表者。4、障がい者団体の代表者。5、市民。と規定されています。このうち、公共的団体等の代表者、それから障がい者団体の代表者というところについて、本日も意見を賜りたいと思います。資料をご覧ください。

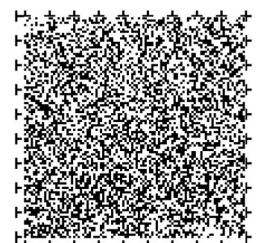


まず障がい者団体の代表者については、これまでは前年度に事務局の方が、新たに発足した障がい者団体の有無を確認して、ない場合は従前通りしろい市心身障害者福祉連絡協議会に加盟している各障がい者団体それぞれに依頼をして、それぞれの団体から推薦をいただいて、委員を決定していました。しかしながら、市内全ての障がい者団体の発足を確認することが難しく、社会福祉課と障害福祉課・子育て支援課における団体登録の確認によりおこなっているところ、今回全ての団体の把握をしていないという意見もございました。また、複数の同障がい団体が発生した時に、どのように対応するのかが不明確であるという意見もありました。そのため次回から、障がい者団体については、市が今のように団体を決めて個々に推薦をいただくのではなく、市の心身障害者福祉連絡協議会の会長に、各障がいの団体の推薦をいただく方法はどうかと検討しているところです。それにより、複数の同障がいの団体があった時には、協議会において公平かつ計画的に様々な団体から代表を毎回出すことができるというメリットがあると考えています。

また公共的団体等の代表者についても、団体を事務局が決定している状況にありますので、このような団体がふさわしいのではないかというようなご意見がありましたら、そちらもうかがえればと思います。一つは障がい者団体の代表の選任方法。それから、公共的団体について、何かご意見があればよろしく申し上げます。

○鈴木委員長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見があればお願いしま



す。

○委員

質問させてください。当事者が入ることが一番大事だと思うのですが、当事者のかたの枠は、このしろい市心身障害者福祉連絡協議会から5名ということですね。

●事務局

今はそうなっています。

○委員

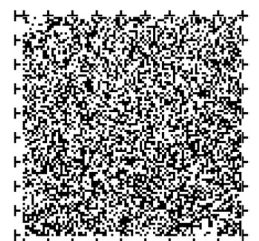
障害福祉計画については、例えばグループホームとか放課後デイサービスとか、そういった事業のかたたちもかなり強く影響を受けると思うんですね。そのかたたちの意見も聞けるような構成にしていただけるととてもいいのではないかなと思います。

●事務局

ありがとうございます。今のご意見に対して、自立支援協議会というのは、計画に携わる関係団体ですから、必ず入ることになります。そのなかにはいろいろな事業者のご意見も吸い上げるところがあると思います。それから、事業所へのヒアリングもおこなって福祉計画は立てられますので、そのあたりも意見はいただけると思います。あとは施設の代表者というところで、今は市障害者支援センターが入っていますが、そこも何かしら考えることができると思いますので、またご意見をいただければと思います。

○鈴木委員長

他にいかがでしょうか。



○委員

しろい市心身障害者福祉連絡協議会の構成団体はいくつあるのですか。

●事務局

1障がい1団体が代表として加盟しています。今入っているのは、5団体の中で視覚のところ
が今年の途中に団体が替わりましたが、委嘱時のまま本会は構成しています。

○委員

視覚障がいの団体は二つあるのですか。

●事務局

はい。年度の途中で二つになりました。そこから複数の団体がこれからも起こるのではない
かと予測されるので、それを公平に選ぶのが市であっては良くないのではないかという考えで
す。

○委員

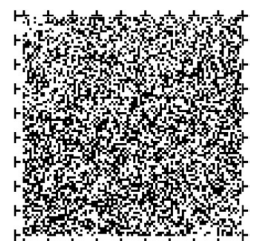
会長選びも結構大変な状況で、会長が負担を背負ってしまって大変ではないかと思ったの
ですが。

●事務局

おっしゃる通りです。会長に負担をかけないように考えてまいります。心身連協の事務局が
市の中にございますので、そちらの事務局が多くの事務を担うことになるかと思えます。

○委員

では、職員からもいろいろなサポートが得られるということをお願いできればと思います。



○鈴木委員長

他にいかがでしょうか。

心身障害者福祉連絡協議会ですが、障がいをお持ちの当事者の団体と、当事者を家族に持つ人の会が一緒になっているということですよね。見ると精神障がいは家族の会ですが、例えばここに精神障がいの当事者の会ができたなら、入るのかはいらないのか、その時にどちらかが選ばれるのですか。

●事務局

今のやりかたですと、1障がいに1団体がこの心身連協に加盟することになりますが、ゆくゆくは心身連協が大きな組織になるとすると、その下部団体も発生すると思われます。

○鈴木委員長

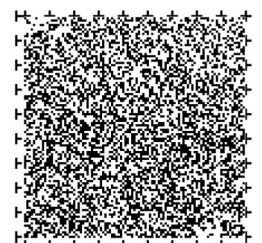
家族と当事者を同じに扱うわけではないのですか。

●事務局

今までしろい市では、精神障がいのかたの当事者の会がなかったので、家族のかたが会を作ってくださったので、それを当事者の会としてきたのが現実です。ですから、当事者のかたで会を作ってくださる可能性が出てきていますので、その辺の枠組みから考えるべきかなと考えています。

○鈴木委員長

個人的なことを言うと、どちらも残した方がいいと思います。1障がいに1団体というのは、その根拠は？というのがありますから。それは精神障がいにかかわらずだと思いました。



○委員

精神障がいの場合、家族と当事者本人との関係性がすごく難しいところがありまして。一緒に会議に出るとするのは難しい気がしています。

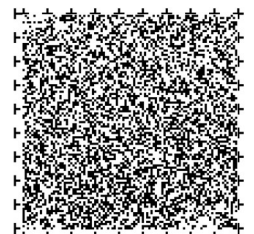
○委員

過去に、地域包括支援センターの運営協議会の時に当事者のかたと他の委員と少々言い合いになったことがあってですね。

当事者は呼ばない方がいいということでは全くないのですが、会議で大げんかになって、収める人がいないというのも困ります。そういったケースも含めて、慎重に対応を考えることが必要かなという気がします。民生委員であっても、当事者の現状を知らないことも多いですから。ただ、この発言が当事者は呼ばない方がいいと伝わっていたら不本意ですので、そういった意図ではないことは念のためお伝えしておきます。

○鈴木委員長

意思決定支援というキーワードがだいぶ言われていてですね。通常の状態で意思が表せている状態ではないにしても、意思を確認すること。確認が取れた時にどんな意思を表明していたのかとか、それも遡ってやりなさいということで、意思決定支援のための研修会も行われています。すごく無理難題な感じがしますが、何にしても権利からはいりましょうという考え方に条約からもなっていますから。そこが難しいことは分かっているやらないといけない。どうやったらうまくできるのか。うまくやるってどういうことなのか。つつがなく行くことがいいのか、それともけんけんがくがくがいいのか。いろいろなことを考えるきっかけになるような気がしています。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。



○委員

今いろいろなご意見を聞いていて、精神障がいのかたのお話をうかがった時に、いろいろ難しいなという思いもあります。そのかたの状態もいろいろあるでしょうし、その人に合わせてやるとなったら、また大変です。それは一度考えた方がいいのかなという思いがしています。

先ほど障がい者団体から代表しゃを選ぶということについて、市の方で説明があったのですが、その方がいいと思いますのでよろしくお願いします。

私もボランティア連絡協議会に出てきているのですが、元の団体では視覚障がい者のための広報づくりなどを行っていますので、視覚障がい者に対してはとてもよく理解しているつもりですのでよろしくお願いします。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

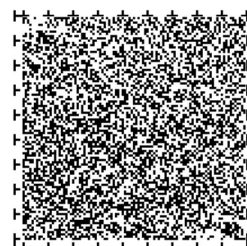
3. 閉会

○鈴木委員長

では、これをもちまして本日の議題は全て終了しました。では事務局にお返しをします。事務局にお戻しします。

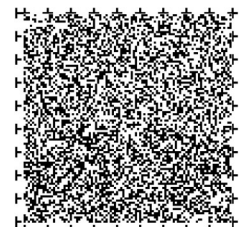
●事務局

ありがとうございました。本委員会は今回をもって終了となります。本日は委員長に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。



○鈴木委員長

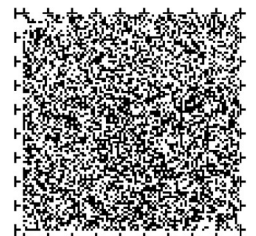
本日の審議を経て、この計画がようやく完成しました。この先の話をしていただきたいと思います。この計画には多くの配慮や支援というものが盛り込まれました。しかし、私だけの理想かもしれませんが、次の時代には障害者計画という名前がいらぬくらい、それが当たり前の社会になっているといいなと思っています。そういう社会が本来の姿ではないかと思うんです。そう言う極論に過ぎるでしょうか。ただ、社会の仕組み自体が誰を基準に設計されているのかということを考え直してみると、その答えは多くの場合に健康であって、移動に不自由がなく、情報を実地で得られているといった余裕のある状態を前提にしているということが見えてきます。でも、その余裕というのは、誰にとっても永続するものではありません。年を取ったり病気になったりけがをしたり、あるいは家族の介護など、私たちは誰もがいつなにかその前提の外側に立つのか分かりません。だからこそ、その時に初めて気付く不便や障壁ではなく、最初から我がこととしてそうなった時の自分も想定した設計が求められてしかるべきだと思います。そのような発想で作られた仕組みというのは、結果として誰にとっても安全で使いやすく、頑丈なものになり得るものだと思います。



ぜひ次の計画策定では、障がい者への対応をコストや義務ではなく、全ての人にとっての生きやすい環境を作るための最良のヒントとして捉え直す議論が展開されることを期待します。後付けのオプションではなく、最初から社会の土台をアップデートしていくという、そのような視点での議論を次の委員会に託したいと思います。最後になりましたが、この計画の策定にご尽力をいただいた委員の皆様、事務局の皆様。そしてコンサルタントの皆様にご心より感謝を申し上げます。ここでの議論が次の委員会へ。そしてしろい市の未来へ引き継がれていくことをせつに願っております。どうもありがとうございました。

●事務局

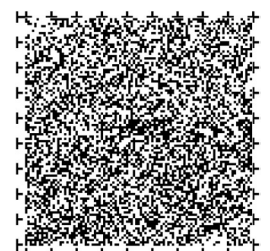
ありがとうございました。続いて副委員長からも一言お願いできますか。



○あいざき副委員長

皆様、本日もありがとうございました。改めまして事務局の皆様、コンサルの皆様始め、計画案を形にするというお仕事をしてくださった皆様に改めて敬意をひょうします。ありがとうございます。

先ほど鈴木委員長の話にもありましたが、これからのお話ということで、今回こういった会を通じまして、鈴木委員長を始め、しろい市の皆様とは麗澤大学、その学生とのつながりなどを非常に強くいただきました。そのつながりをいただけて、学生が昨年も複数回地域活動支援センターにボランティアに行かせていただいたり、非常にご迷惑を掛けたと思うのですが、非常に意識が変わったなと思います。具体的には、イメージと実際が違うということを学生が口をそろえて言うんですね。何がイメージだったのかというと、地域活動支援センターの枠組みで、すごく援助をされている人たちなのかなと思っていたが、実際に自分たちも体験してみたら、例えばボランティアのかたとか、支援者のかたと対等な形で生活をしていらっしゃる。そういうところに驚きを感じていたようです。

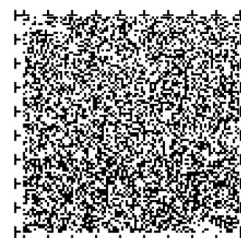


私がここから何を思ったのかというと、やはり冒頭でも申し上げましたが、知るとのこと。いわゆるその他大勢の市民の皆様が知ることが非常に大事なことなのだなということですね。鈴木委員長の話の中で、当事者という言葉が出てきたのですが、私もこれはここ最近、当事者とは誰なのかということ非常に考えているところです。安易に使われてしまいがちですが、どういった文脈でどういった解釈というか、誰なのかというのは非常にデリケートな問題だなということは当然感じています。そういったことも含めて、ある意味みんなが当事者になればいいのではないかと思ってきました。

限られたリソースと時間の中で、計画案の中に一部ありましたが、AIとかテクノロジーを使うことをうまく使うことが必要だと思います。あともう一つは、た国籍ですね。障がい者の中にもいろいろな国籍とか言葉が違うかたがいます。そういうところにアプローチをするには、例えば弊学の学生など、ご迷惑かもしれませんが、ボランティアとか、何か交流の機会を持たせていただくというのは、非常に有効なものの一つではないかと考えています。また、こういった会議は今回で一段らくということですが、また今年からそういう方たちで、いわゆる傍観者から当事者へという取り組みが、また皆様と共にできると、非常に意義があると思っています。皆様、どうもありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

●事務局

ありがとうございました。それでは最後になりますが、事務局を代表して、障害福祉課長の石田より委員長並びに委員の皆様にお礼を申し上げます。



●石田課長

2年間皆様と一緒に一つの計画を作ることができました。本当にありがとうございました。特に委員長・副委員長においては、回数多く打ち合わせをさせていただき、この円滑な会議につながっていただきました。本当にありがたいと思っています。また委員の皆様においては、早めに来て資料を読むんだと言って来ていただいている委員の皆様。そして事前にこんな質問をするけどいいかな？ って私に声を掛けていただいたりですね。本当に円滑に限られた時間でどうやって作ったらいいのだろうということを皆さんが考え、やってきた2年間だったなと思っています。本当に事務局を代表してお礼の挨拶をさせていただきたいと思います。

また、コンサルの皆様についても、すぐく私どもの要望を聞いて、明日中に何か作ってというお願いを快く聞いていただきましたことに感謝申し上げます。

これで2年間の会議は終了します。次回、1年間で作る計画がもう一つございますので、来年同じように選考をさせていただいての新しいメンバーでのスタートとなります。そのため、今回だけで終わりにになってしまうかたもなかにはおられるとは思いますが、障害福祉課とのご縁、私のわがままではありますが、もし次回の委員にご出席をいただけなくなっても、ぜひこのつながり。こういったところでご意見をいただいたことで顔見知りというか、OB・OGという形の中でまた前に進んでまいりたいと思いますので、どうかご支援、見守っていただければありがたいと思います。本当にありがとうございました。

●事務局

それではこれをもちまして第7回しろい市障害者等計画策定委員会を終了します。これまでのご審議、誠にありがとうございました。

以上

